

平成28年度
京都府国民保護共同実動訓練の概要

平成29年2月

内閣官房
京都府
京都市

目 次

1 訓練の概要	1
(1) 目的	2
(2) 実施日時	2
(3) 想定	2
(4) 主な訓練実施場所	2
(5) 各サイトにおける訓練項目	5
(6) 参加機関等	6
(7) 訓練評価	6
(8) 国民保護研修会	7
2 訓練の流れ（シナリオ）	8
3 各サイトにおける訓練内容等	10
(1) 京都競馬場における訓練	11
(2) 医療機関における訓練	18
(3) 京都府立伏見港公園総合体育館における訓練	21
(4) 京都府庁における訓練	24
参考1 過去に実施した国民保護共同実動訓練について	25
(1) 北海道国民保護共同実動訓練（平成27年度）	25
(2) 福岡県国民保護共同実動訓練（平成26年度）	26
参考2 国民保護あれこれ	27
参考3 国民保護ポータルサイト	39

1 訓練の概要

(1) 目的

国民保護法に基づき、国、地方公共団体、その他関係機関及び地域住民が一体となった共同の実動訓練を実施し、関係機関の機能確認及び関係機関相互の連携強化を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を図る。

(2) 実施日時

平成29年2月2日(木) 11:00~14:30

(3) 想定

京都競馬場で開催される国際競走レースに際し、1階投票所付近で待機していた観客の列に化学剤「サリン」が散布され、多数の死傷者が発生する。その後、犯行グループは京都市営地下鉄四条駅及び京都国際会館での爆破テロを予告する。

(4) 主な訓練実施場所

ア 京都競馬場

(京都市伏見区葭島渡場島町32)

- ・ 初動対処訓練
(避難誘導、救出・救助等)
- ・ 除染、応急救護訓練
- ・ 被災者搬送訓練
- ・ 現地調整所運営訓練



イ 京都第一赤十字病院

(京都市東山区本町15-749)

- ・ 被災者(化学剤曝露者)受入訓練
- ・ 医療救護訓練
- ・ 遺族支援訓練



ウ 京都大学医学部附属病院

(京都市左京区聖護院川原町54)

- ・ 被災者(化学剤曝露者)受入訓練
- ・ 医療救護訓練



- エ 京都府立伏見港公園総合体育館
(京都市伏見区島金井戸町)
- ・ 救援訓練 (避難所運営訓練等)



- オ 京都府庁
(京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)
- ・ 通信訓練 (テレビ会議)
 - ・ 合同対策協議会運営訓練



- カ 総理大臣官邸
(千代田区永田町2丁目3番1号)
- ・ 通信訓練 (テレビ会議)





図1 主な訓練実施場所の配置

(5) 各サイトにおける訓練項目

ア 京都競馬場

(ア) 初動対処訓練

- ・ゾーニング
- ・被災者の避難誘導、救出・救助
- ・施設管理者等による初動措置

(イ) 除染、応急救護訓練

- ・除染前トリアージ
- ・除染処置（乾的・水的除染）
- ・搬送トリアージ（生理学的、解剖学的トリアージ）
- ・救護処置

(ウ) 被災者搬送訓練

- ・救急搬送
- ・ヘリ搬送
- ・バス搬送

(エ) 現地調整所運営訓練

イ 医療機関

(ア) 被災者受入訓練

- ・被災者（化学剤曝露者）の受入準備
- ・被災者（化学剤曝露者）の収容

(イ) 医療救護訓練

(ウ) 遺族支援訓練

ウ 京都府立伏見港公園総合体育館

救援訓練

- ・避難所運営訓練
- ・安否情報収集
- ・メンタルヘルスへの配慮
- ・給食

エ 京都府庁

(ア) 総理大臣官邸との通信訓練（テレビ会議）

(イ) 合同対策協議会運営訓練

(6) 参加機関等

ア 主催

内閣官房、京都府、京都市

イ 指定行政機関

内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省

ウ 指定地方行政機関

近畿管区警察局

エ 指定公共機関

日本赤十字社（京都府支部）

オ 指定地方公共機関

一般社団法人京都府医師会

カ 警察

京都府警察

キ 消防

京都市消防局、宇治市消防本部、城陽市消防本部、八幡市消防本部、久御山町消防本部、乙訓消防組合消防本部

ク 自衛隊

陸上自衛隊中部方面隊（第3師団基幹）、海上自衛隊舞鶴地方隊、航空自衛隊中部航空方面隊、自衛隊京都地方協力本部

ケ 医療機関

京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院、京都大学医学部附属病院、京都府立医科大学附属病院、公立南丹病院、京都市立病院、洛和会音羽病院、京都医療センター、京都岡本記念病院、宇治徳洲会病院、大阪大学医学部附属病院（大阪府ドクターヘリ）、済生会滋賀県病院（京滋ドクターヘリ）

コ その他関係機関等

公益社団法人京都府看護協会、公益財団法人京都府公園公社伏見港公園管理事務所、公益財団法人京都市国際交流協会、公益財団法人日本中毒情報センター、日本中央競馬会京都競馬場

(7) 訓練評価

下記体制により、外部有識者による評価を実施する（敬称略五十音順）。

<委員長>	森ノ宮医療大学	吉岡敏治
<委員>	藤沢市民病院救命救急センター	阿南英明
<委員>	警視庁警務部	奥村徹
<委員>	陸上自衛隊化学学校	小原淳志
<委員>	東京消防庁警防部	平本隆司
<委員>	佛教大学保健医療技術学部看護学科	松岡千代
<委員>	警察庁警備局警備課	横浜光広

(8) 国民保護研修会

国民保護について一層の理解を促進するとともに、今回の訓練の円滑な実施及び訓練参加機関相互の認識の共通化、訓練効果の増大等を図ることを目的として、訓練実施前の平成28年12月20日(火)に京都府京都市(立命館大学 朱雀キャンパス 5階大講義室)で国民保護研修会を開催する。



平成28年度 国民保護研修会 in 京都 観光地におけるテロ対策

～地域で取組むテロへの備え～

京都府では、平成29年2月2日(木)に国民保護共同実動訓練を実施します。これに先立ちまして、関係者の方はもとより一般市民のみならずにも、テロ等の災害が発生した場合の避難、救援活動等をご理解いただくために研修会を開催します。

開催日時

12月20日(火)

18:00~19:40(17:30 開場)

会場

立命館大学 朱雀キャンパス
5階大講義室(※全館禁煙)

プログラム

■主催者あいさつ

■パネルディスカッション

- ・出演者による発表
- ・フリーディスカッション
- ・まとめ

入場無料

一般公開
事前登録制



アクセス

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください

【JR・地下鉄 京都駅から】

- ・JRIにて約10分、「二条駅」下車、徒歩約2分
- ・京都市営地下鉄烏丸線にて約5分、「烏丸御池駅」で京都市営地下鉄東西線に乗り換え、「二条駅」下車、徒歩2分

【阪急梅田駅から】

- ・阪急にて約40分、「大宮駅」下車、徒歩約10分

パネリスト



横田 真二
内閣官房
内閣審議官



小林 裕明
京都府 企画理事兼
危機管理監



高階 謙一郎
京都第一赤十字病院
基幹災害医療センター長



越智 良典
(一社) 日本旅行業協会理事
・事務局長



越野 修三
岩手大学地域防災研究センター
客員教授

コーディネーター

お申し込み方法

本チラシの裏面が申込用紙となっておりますので、必要事項を記入の上、FAXでお申し込みください。(平成28年12月14日必着)
また、インターネットからも申し込むことができますので、本チラシの最下段に記載の内閣官房国民保護ポータルサイトを確認ください。

※ご入場の際は、事前登録が必要となります。FAXでお申し込みの方は、ご送付いただきました申込用紙を当日会場にご持参ください。
国民保護ポータルサイトからお申し込みいただいた方には、登録番号をお知らせしますので、当日その番号を受付でお申し伝えください。
※応募者多数の場合は、お申し込みの先着順とさせていただきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

お申し込みは、

内閣官房 国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp/> へ

主催：内閣官房 / 京都府 / 京都市



2 訓練の流れ（シナリオ）

【用語の定義】

- 赤タグ：緊急治療が必要な重症患者（緊急治療群）
- 黄タグ：入院を要する中等症の患者（準緊急治療群）
- 緑タグ：入院を要しない軽症の患者（非緊急治療群）
- 黒タグ：災害による死者
- 被災者：災害に遭った者（化学剤非曝露者も含む）

表 1 訓練全体の流れ

時間	発災現場等	医療機関	府庁・市役所	政 府
11:00	<p>京都競馬場1階投票所付近でサリン散布事案発生</p> <p>施設管理者等による初動措置</p> <p>消防、警察による情報収集、応援要請、進入統制等</p> <p>ゾーニング開始</p> <p>被災者の救出・救助開始</p> <p>除染前トリアージ</p> <p>消防によるNBC簡易検知</p>		<p>府緊急事態連絡室設置</p> <p>市危機管理本部設置</p> <p>自衛隊に災害派遣、関係機関に応援要請</p>	<p>官邸対策室設置</p> <p>緊急参集チーム招集</p>
11:30	<p>DMA T 順次到着</p> <p>現地調整所開設</p> <p>除染開始</p> <p>京都市内での爆破予告</p>	<p>被災者受入準備</p> <p>DMA T 派遣</p>		
12:00	<p>避難所設置</p>			
12:30	<p>犯行声明及びテロ予告</p> <p>重症者の救急搬送・ヘリ搬送開始</p> <p>避難所被災者受入れ開始</p>	<p>被災者順次受入</p> <p>医療処置</p>		<p>国家安全保障会議</p> <p>臨時閣議</p> <p>緊急対処事態の認定</p> <p>緊急対処事態対策本部設置</p>
13:00			<p>緊急対処事態対策本部設置</p>	
13:30	<p>発災現場の除染開始</p>			
14:00			<p>テレビ会議</p> <p>合同対策協議会への参加</p>	<p>テレビ会議</p> <p>合同対策協議会開催</p>
14:30	<p>発災現場の除染完了</p> <p>訓練終了</p>			

青字は仮想の動きで、実動による訓練は実施しない。

3 各サイトにおける訓練内容等

(1) 京都競馬場における訓練（表2参照）

ア 初動対処訓練

・ゾーニング

発災現場における原因物質の特性、危険度等に応じて、京都競馬場周辺に危険区域（ホットゾーン）、準危険区域（ウォームゾーン）及び警戒区域（コールドゾーン）を設定する。

・被災者の避難誘導、救出・救助

被災者の避難誘導及び救出・救助を実施する。

・施設管理者等による初動措置

発災直後の初期対応として、施設管理者等が通報、被災者の誘導を実施する。

イ 除染、応急救護訓練

・除染前トリアージ

化学剤の付着状況により、除染方法を決定する。

・除染処置（乾的・水的除染）

除染エリアを設置し、衣服や体表に付着した化学剤を乾的除染（脱衣、清拭）又は水的除染（洗浄）により除去する。

・搬送トリアージ（生理学的、解剖学的トリアージ）

現場救護所の体制等を踏まえ、搬送トリアージポストにおいて患者の搬送の順位付けを行う。

・救護処置

現場救護所において、呼吸・気道の安定維持、痙攣管理などを目的に応急処置を行う。

ウ 被災者搬送訓練

・救急搬送

被災者（赤タグ及び黄タグ）を救急車により、府内医療機関へ搬送する。

・ヘリ搬送

被災者（赤タグ）を発災現場近傍の臨時ヘリポートから府内医療機関へ搬送する。

・バス搬送

被災者（緑タグ）を指定地方公共機関のバス等により避難所へ搬送する。

エ 現地調整所運営訓練

関係機関（農林水産省、京都府、京都市、JRA、警察、消防、自衛隊、DMAT）の活動調整を行うため、現地調整所を設置・運営する。

表2 京都競馬場における訓練の流れ

時刻	行動等
11:00	<p>京都競馬場1階投票所付近でサリン散布事案発生</p> <p>施設管理者等による初動措置（通報、避難誘導）</p> <p>消防、警察による対応開始（情報収集、応援要請等）</p> <p>消防現場指揮本部設置</p> <p>消防による進入統制ライン設定</p> <p>ゾーニング開始</p> <p>被災者の救出・救助開始</p>
11:30	<p>D M A T 順次到着</p> <p>現地調整所開設</p> <p>警察N B C部隊進入開始</p> <p>消防によるN B C簡易検知</p> <p>除染前トリアージ</p> <p>除染開始</p> <p>自衛隊進入開始</p>
12:00	<p>避難所への被災者（緑タグ）の搬送開始</p>
12:30	<p>被災者（赤タグ・黄タグ）の救急搬送開始</p> <p>被災者（赤タグ）のヘリ搬送開始</p>
13:00	<p>自衛隊による発災現場の除染開始</p>
13:30	
14:00	<p>自衛隊による発災現場の除染完了</p>
14:30	<p>訓練終了</p>

青字は仮想の動きで、実動による訓練は実施しない。

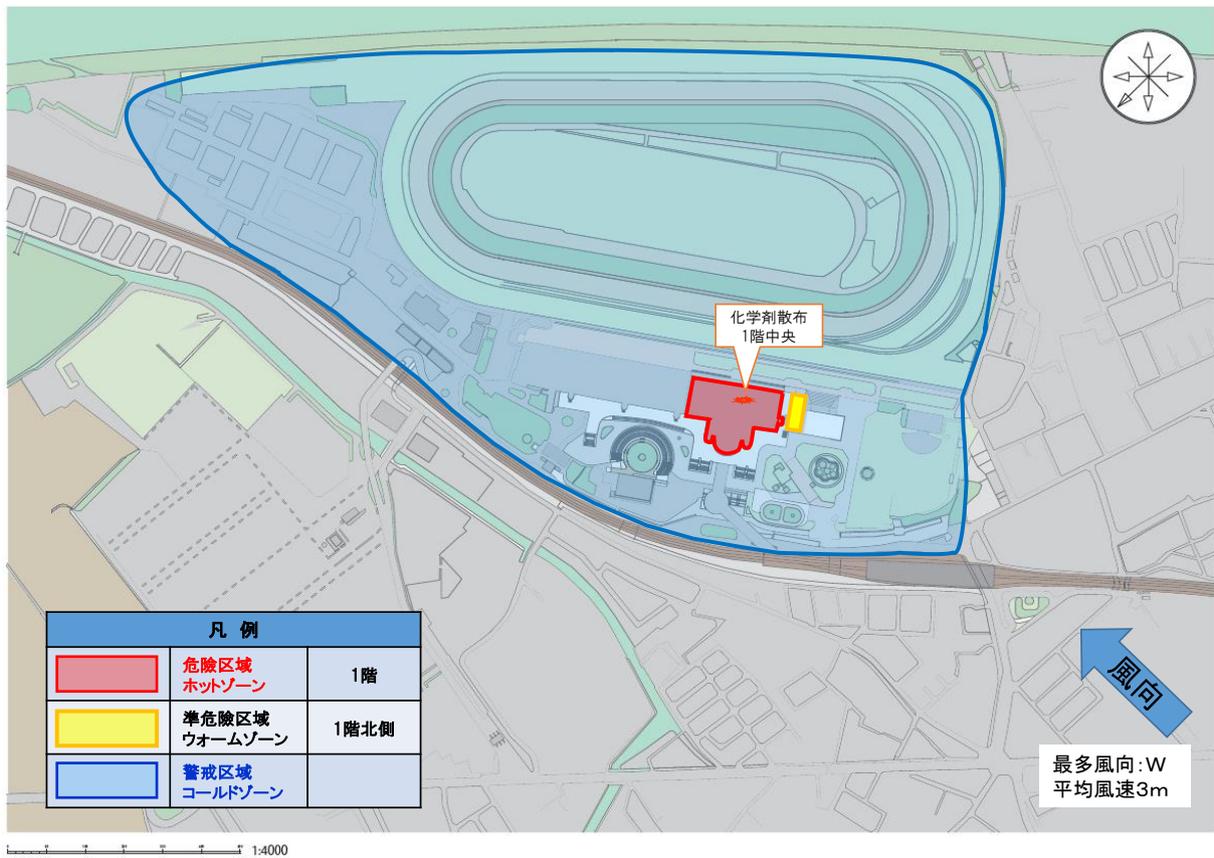
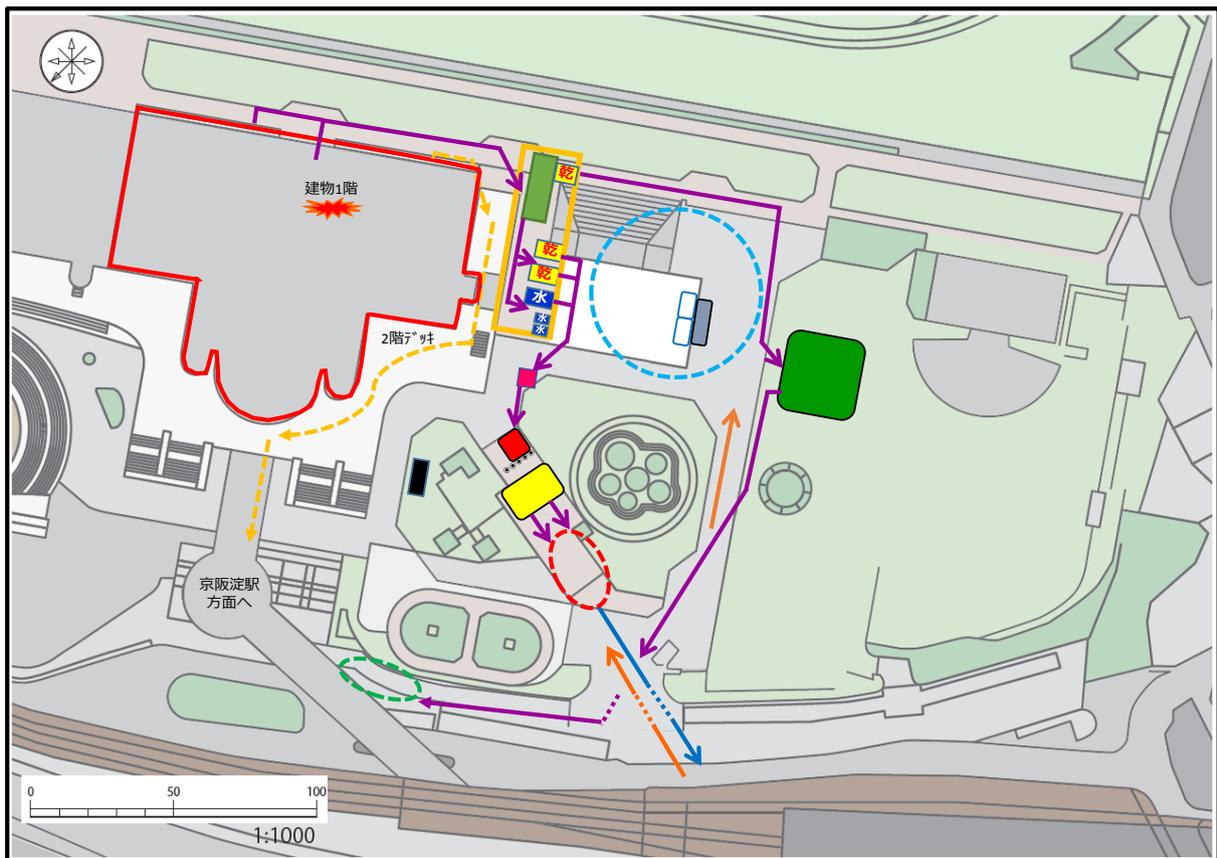
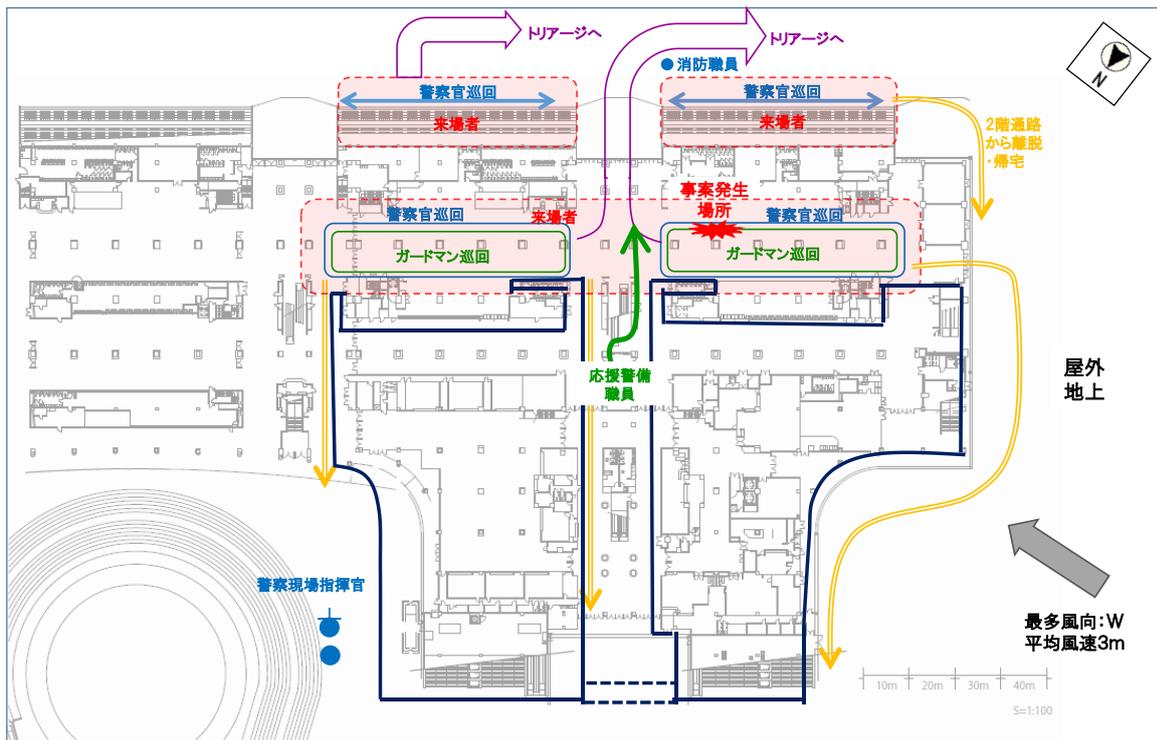


図2 京都競馬場等における活動図（全体図）



凡 例			
	化学剤散布位置		危険区域(ホットゾーン)
	準危険区域(ウォームゾーン)		救急車乗車位置
	バス乗車位置		乾の除染テント
	車両停車位置		水の除染テント
	関係機関指揮所		除染前トリアージポスト
	現地調整所		搬送トリアージポスト
	被災者誘導・搬送動線		現場救護所(赤タグ)
	自主避難者経路 (2階通路使用)		現場救護所(黄タグ)
	車両動線(入場)		現場救護所(緑タグ)
	車両動線(退場)		仮遺体安置所(黒タグ)

図3 京都競馬場等における活動図（施設外）



凡例			
	化学剤散布位置		来場者(被災者)位置
	被災者動線		参観者エリア
	自主避難者動線		応援警備職員動線

図4 京都競馬場等における活動図(施設内1階)

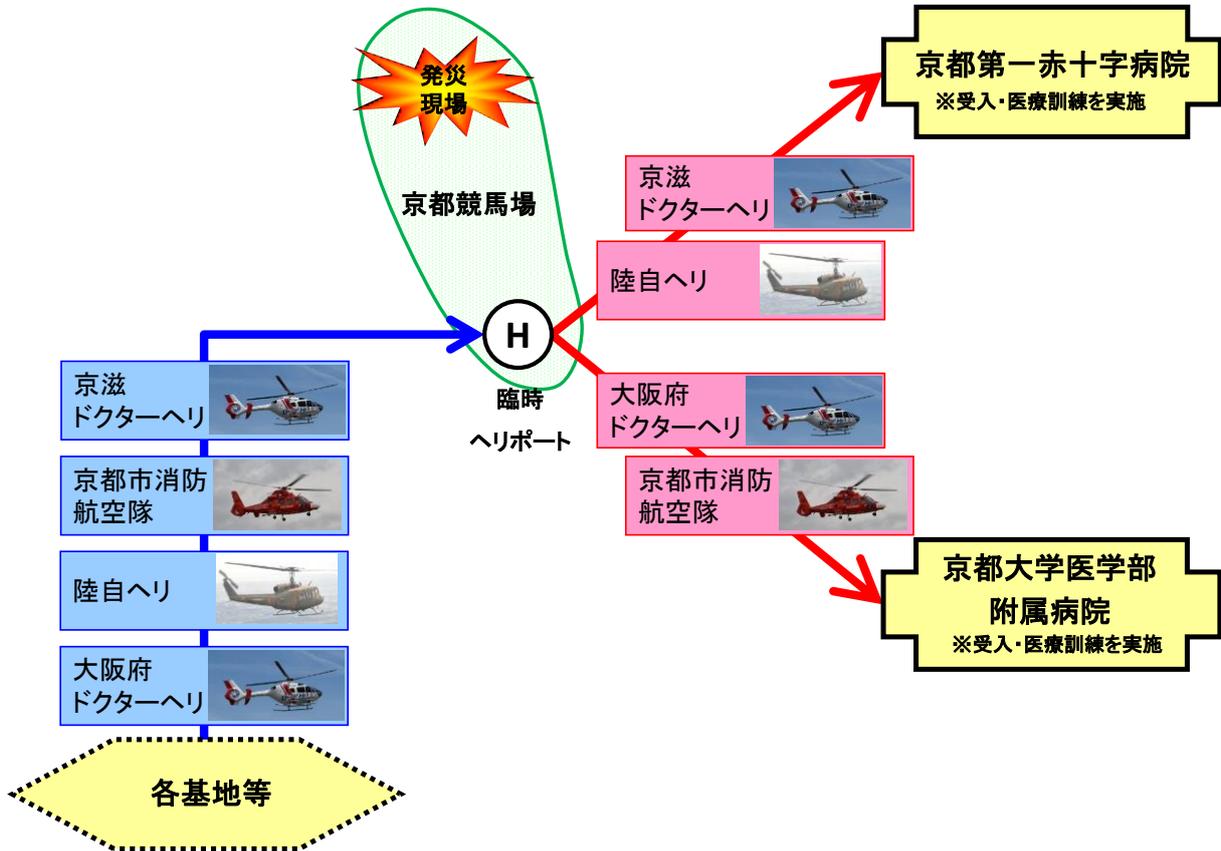
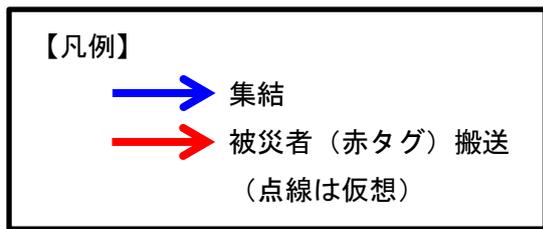


図5 航空搬送図

【参考】訓練イメージ（これまでに実施された訓練の記録写真）



NBCの検知（H26 福岡）



発災現場への進入（H22 茨城）



被災者の救助（H27 北海道）



除染（H26 福岡）



現場での応急処置（H24 滋賀）



重症者のヘリ搬送（H23 長崎）



現場での除染（H25 青森）



現地調整所（H27 北海道）

(2) 医療機関における訓練 (表3参照)

ア 被災者受入訓練

- ・被災者(化学剤曝露者)の受入準備

多数の被災者に対応する医師及び医療スタッフの確保・配置、医療資機材等の事前準備を行う。

- ・被災者(化学剤曝露者)の収容

ヘリ又は救急車により順次搬送される被災者の収容を実施する。

イ 医療救護訓練

収容された被災者に対し、医療処置を実施する。

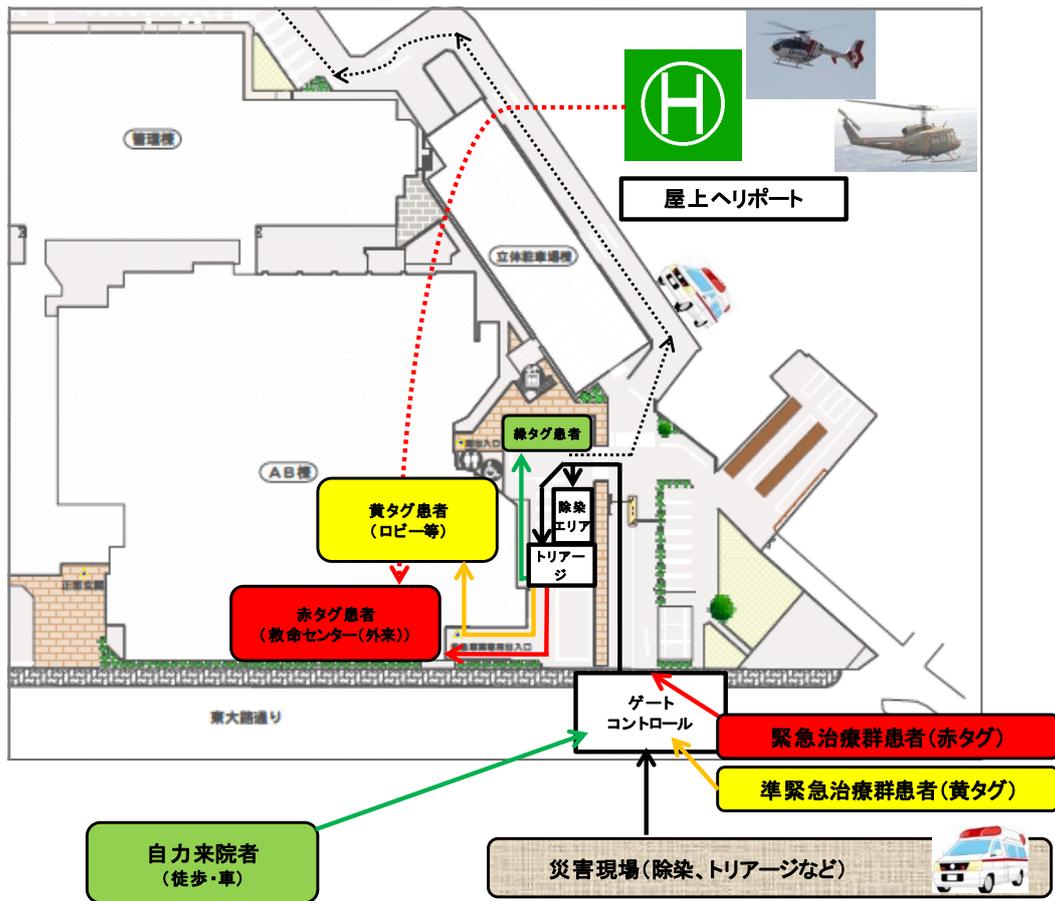
ウ 遺族支援訓練 (※京都第一赤十字病院で実施)

死亡した被災者(黒タグ)の検視及び遺族対応を行う。

表3 医療機関における訓練の流れ

時刻	行動等
11:00	<p>京都競馬場1階投票所付近でサリン散布事案発生</p> <p>院内対策本部設置<<京都第一赤十字病院>> 被災者受入準備開始</p> <p>DMA T派遣</p>
12:00	
13:00	<p>ヘリ搬送された被災者(赤タグ)順次到着、収容<<京都第一赤十字病院、京都大学医学部附属病院>> 救急搬送された被災者(赤タグ・黄タグ)順次到着、収容・医療処置を実施<<京都第一赤十字病院、京都大学医学部附属病院>> 自力来院者対応<<京都第一赤十字病院>> 検視・遺族支援の実施<<京都第一赤十字病院>> その他の被災者(赤タグ・黄タグ)は府内医療機関に順次収容・医療処置</p>
14:00	
14:30	訓練終了

青字は仮想の動きで、実動による訓練は実施しない。



※自力来院者は、ゲートコントロールで歩行の可否を選別する。
 ※基幹災害センターにて、遺族支援訓練を実施する。

図6 京都第一赤十字病院における活動図

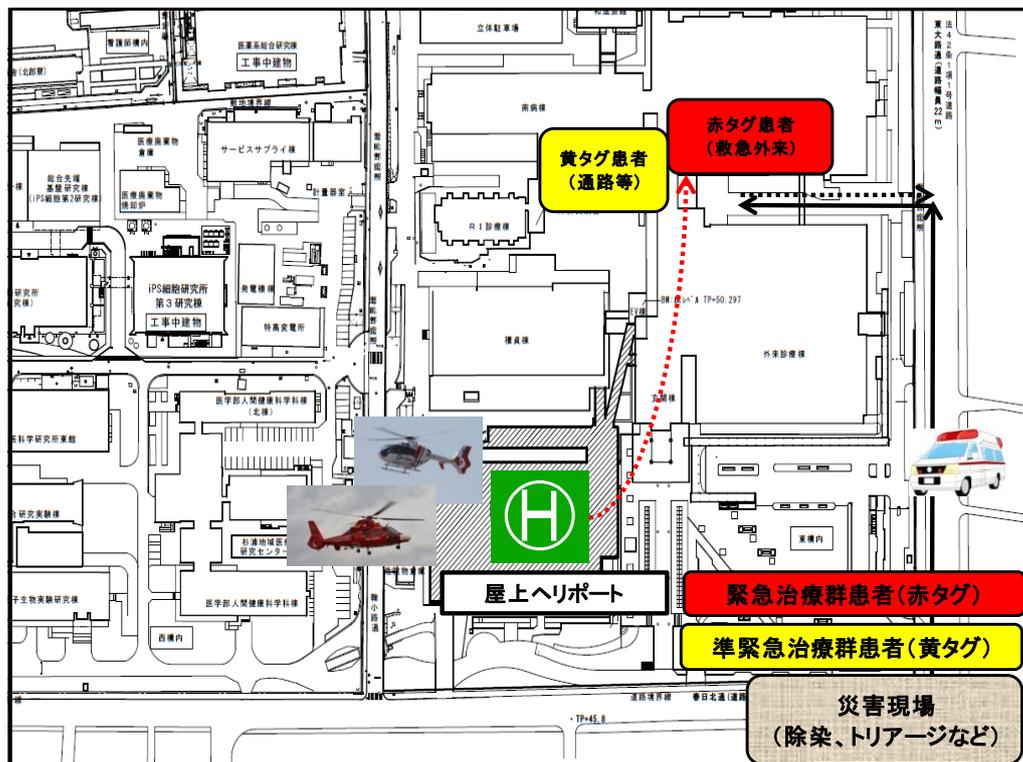


図7 京都大学医学部附属病院における活動図

【参考】訓練イメージ（これまでに実施された訓練の記録写真）



病院での受入（H23 長崎）



病院での受入（H24 山形）



病院での医療処置（H25 青森）



病院での医療処置（H27 北海道）

(3) 京都府立伏見港公園総合体育館における訓練（表4参照）

救援訓練

・避難所運営訓練

被災者を収容する避難所（医療救護所含む）の設営・運営を行う。

災害時多言語支援センターを設置し、外国人への対応を行う。

・安否情報収集

被災者の安否情報を収集し、安否情報システムに入力を行う。

・メンタルヘルスへの配慮

心理学的情報提供としてのチラシ配布、医療チームによる問診、健康相談等を行う。

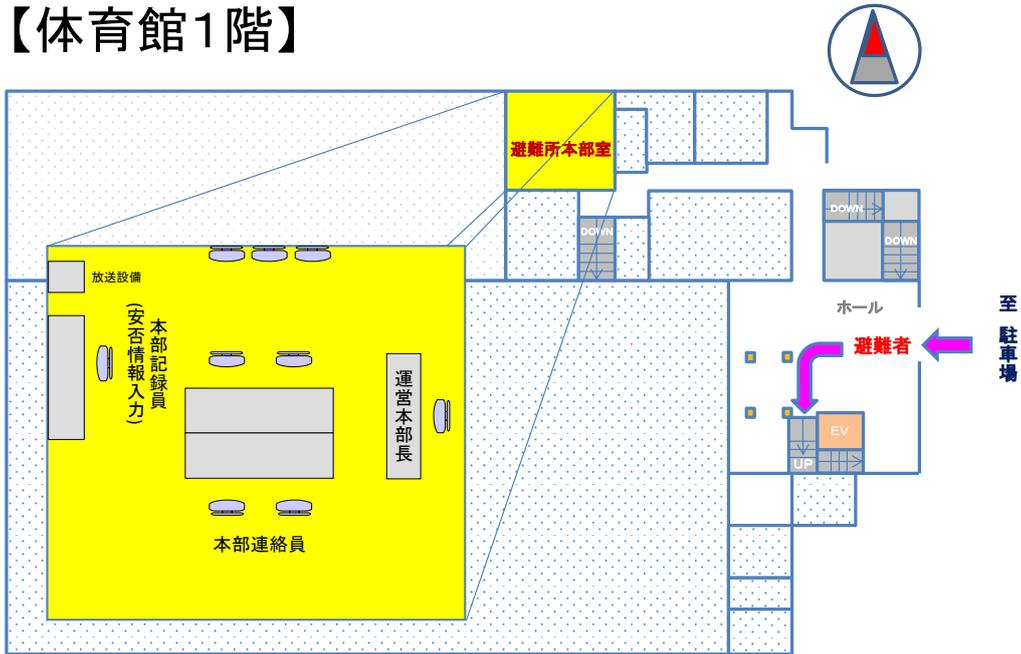
・給食

業者による弁当の搬送、食事の提供を行う。

表4 京都府立伏見港公園総合体育館における訓練の流れ

時刻	行動等
11:00	京都競馬場1階投票所付近でサリン散布事案発生
12:00	災害時多言語支援センター設置 看護協会派遣の看護師到着 医師会派遣の医師（JAMT）到着 避難所設置 順次、被災者（緑タグ）の受入れ 安否情報収集、被災者（緑タグ）への医療救護活動等
13:00	給食
14:30	訓練終了

【体育館1階】



【体育館2階】

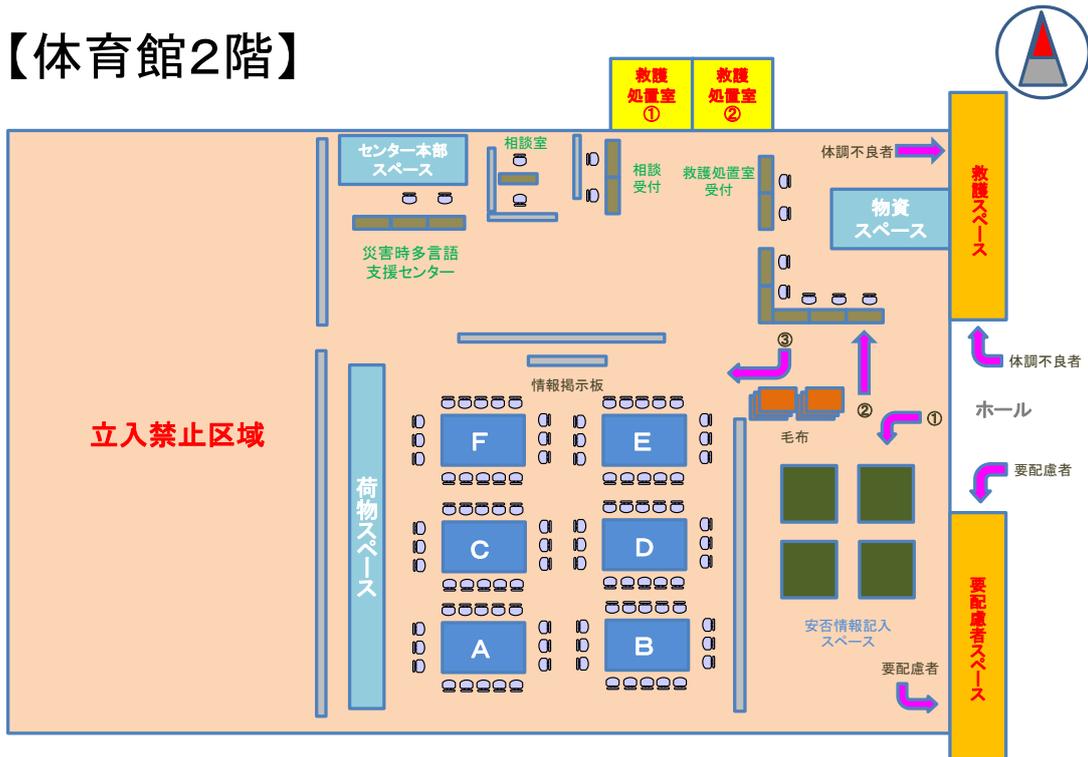


図8 京都府立伏見港公園総合体育館における活動図

【参考】訓練イメージ（これまでに実施された訓練の記録写真）



被災者の受付（H22 茨城）



安否情報の収集（H27 北海道）



避難した被災者（H25 青森）



避難した地域住民（H24 滋賀）



避難所での医療救護（H26 福岡）



炊き出し（H24 山形）

(4) 京都府庁における訓練

ア 通信訓練（テレビ会議）

総理大臣官邸とテレビ会議システムにより接続し、協議・情報共有を行う。

イ 合同対策協議会運営訓練

政府、京都府、京都市及び関係機関等による合同対策協議会を開催し、今後の対応課題等について、協議・情報共有を行う。

【参考】訓練イメージ（これまでに実施された訓練の記録写真）



テレビ会議（H26 福岡）



テレビ会議（H25 青森）



合同対策協議会（H24 滋賀）



合同対策協議会（H27 北海道）

参考1 過去に実施した国民保護共同実動訓練について

(1) 北海道国民保護共同実動訓練（平成27年度）

ア 主催者

内閣官房、北海道、旭川市

イ 実施年月日

平成27年11月19日（木）

ウ 訓練想定

旭川市東光スポーツ公園旭川ドリームスタジアムで開催されるイベントに際し、入場を待つ観客の列に化学剤「サリン」が散布され、多数の死傷者が発生する。その後、犯行グループは道内各地で爆破テロを起こし、さらに新たなテロを予告する。



ゾーニング



乾的除染



現場での除染



現場での応急救護



病院における被災者受入



避難所における医療救護

(2) 福岡県国民保護共同実動訓練（平成26年度）

ア 主催者

内閣官房、福岡県、福岡市

イ 実施年月日

平成27年1月20日（火）

ウ 訓練想定

福岡市地下鉄橋本駅に到着した電車内において、化学剤（サリン）が散布され、多数の死傷者が発生する。その後、犯行グループは、駅に隣接する大型商業施設に対する爆破を予告する。



鉄道事業者による避難誘導



発災現場での救出・救助



現場での応急救護



病院における医療救護



現場での除染



合同対策協議会

参考2 国民保護あれこれ

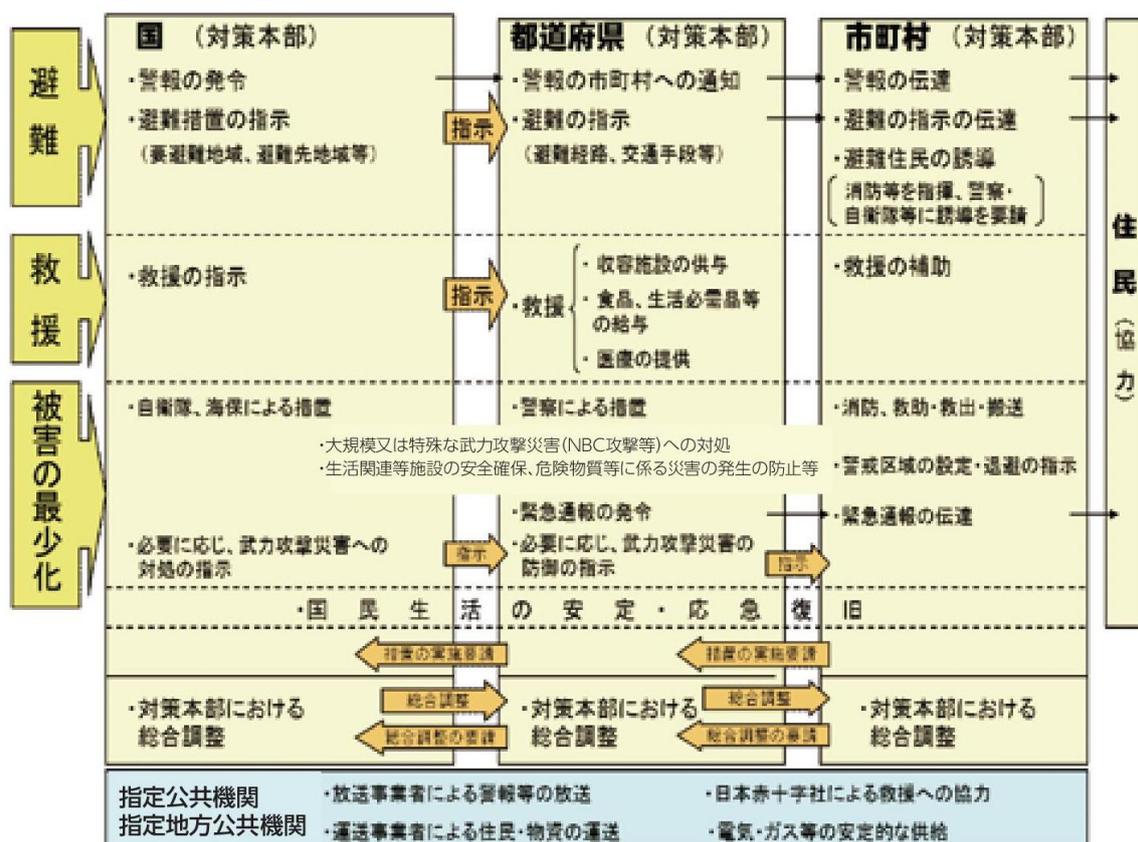
国民保護法とは

平成16年9月、我が国に対する外部からの武力攻撃などにおいて、国民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的とした国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が施行されました。

国民保護法においては、国は、武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があるときは、警報を発令して、みなさんに危険な状態になったことをお知らせすることとなっています。そして、国をはじめ、都道府県、市町村などの関係機関が、国民の保護のために情報の提供や避難の誘導、避難所の開設、救援物資の配布、救助活動、医療活動などの措置に迅速かつ全力を挙げて対応することとしています。

武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み

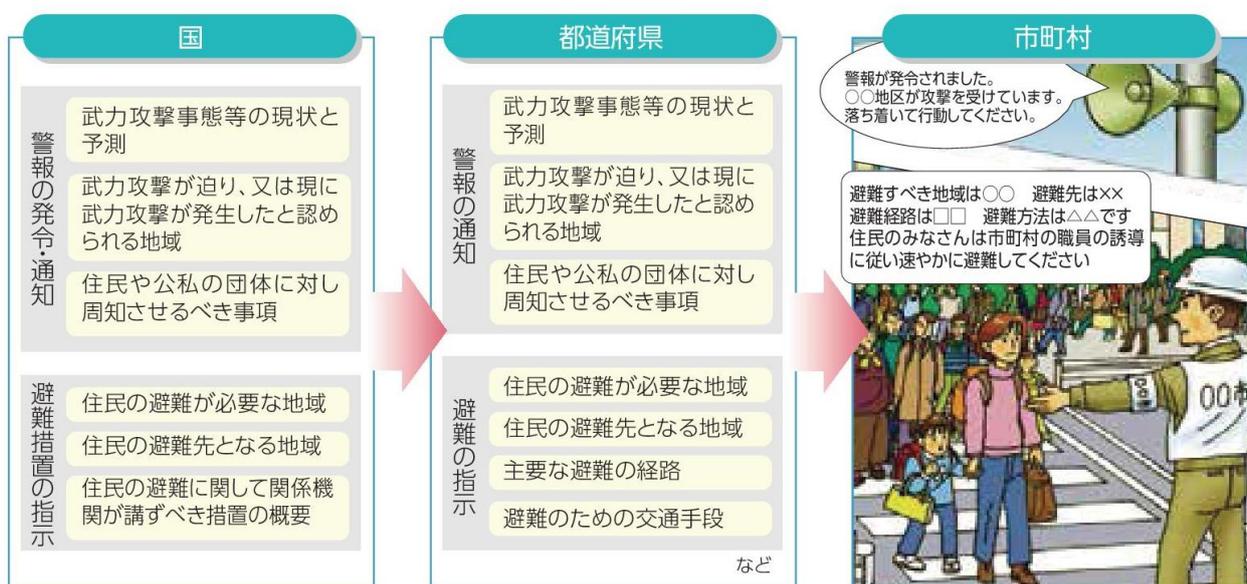
国民の保護のための措置は大きく、避難、救援、被害の最小化の3つから構成されます。



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

避難の仕組み

- 国は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令して、直ちに都道府県知事に通知します。さらに、住民の避難が必要なときは都道府県知事に対して、住民の避難措置を講ずるよう指示します。
- これを受け、都道府県知事は、警報の通知や避難の指示を行います。そして、放送や市町村の防災行政無線を通じて、みなさんに情報が伝達されます。

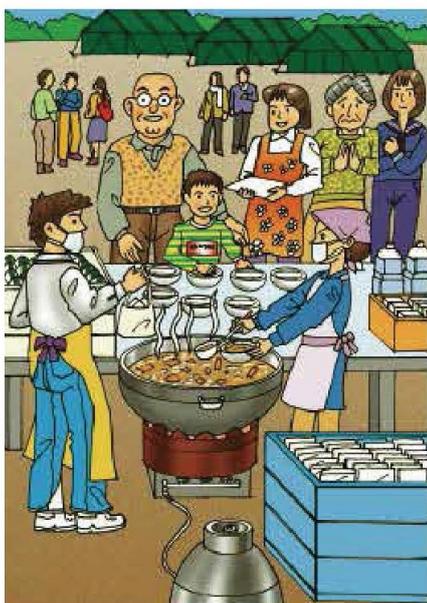


救援の仕組み

- 救援活動は、都道府県知事が中心となって、市町村や日本赤十字社と力を合わせて実施します。

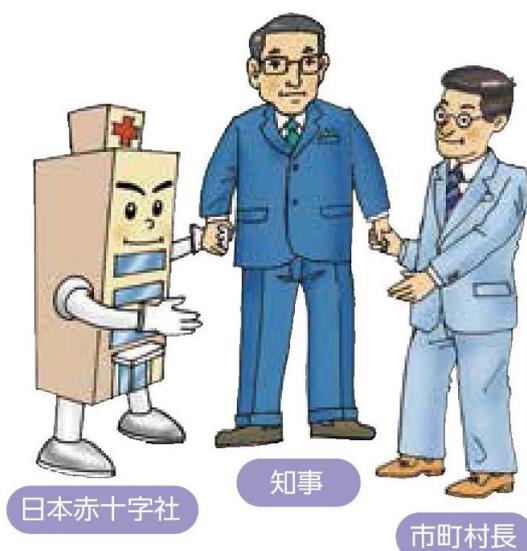
避難場所や医療の提供

避難してきた人々に宿泊場所や食品、医薬品などを提供



安否情報の収集や提供

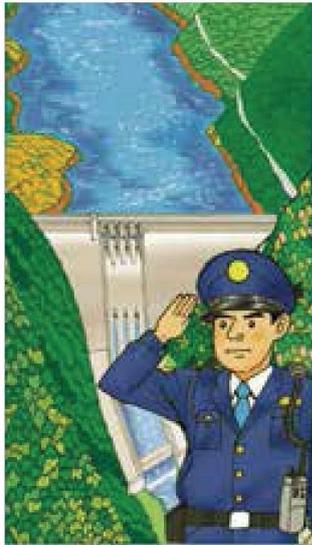
行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために安否情報の収集や提供を行う



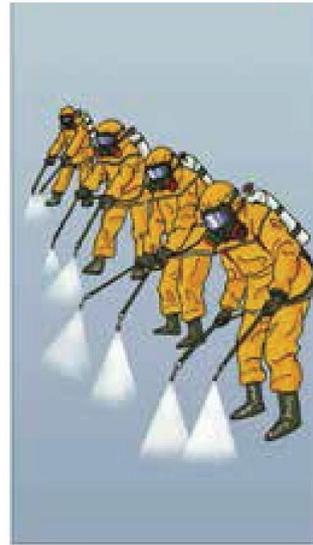
被害の最小化

- 武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国と地方公共団体が一体となって対処します。

ダムや発電所などの
施設の警備



放射性物質などによる
汚染の拡大を防止



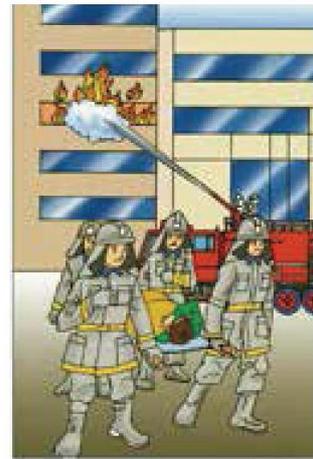
警戒区域を設定

住民が危険な場所に入らない
よう警戒区域を設定



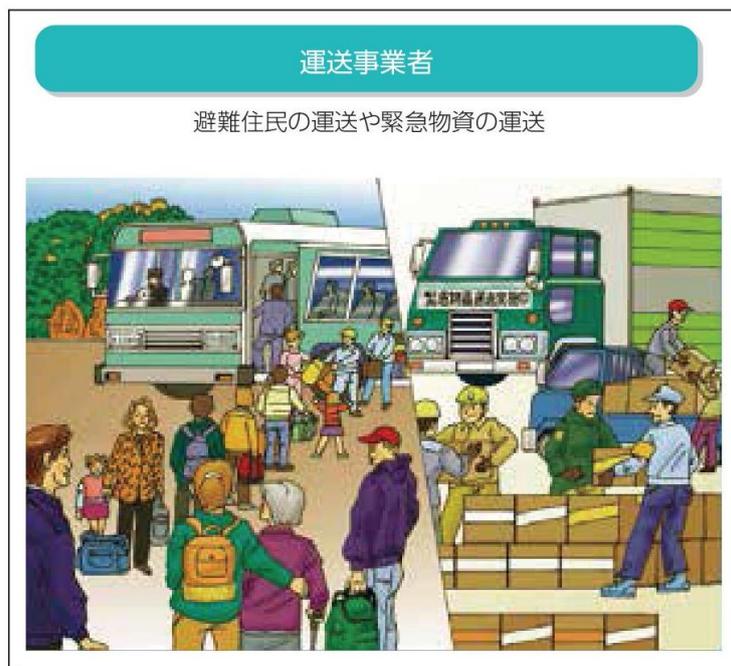
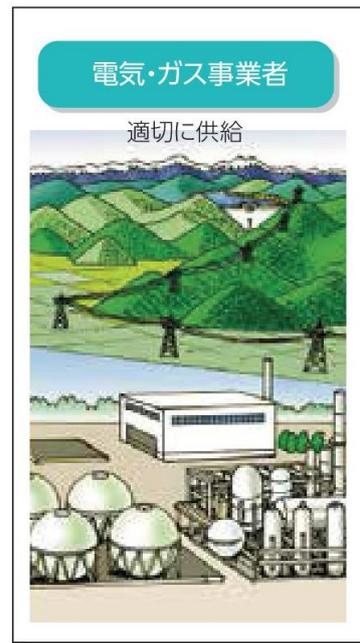
消防活動

消火や被災者の救助などの消
防活動



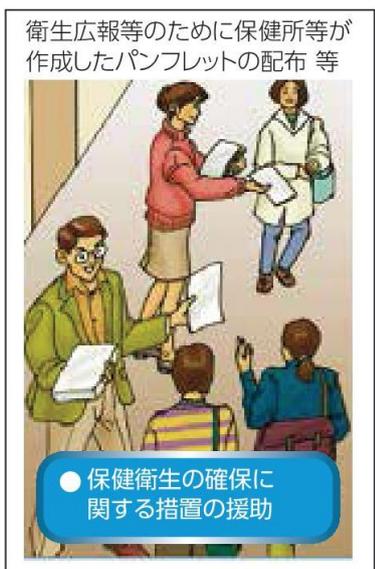
指定公共機関の役割

- 指定公共機関とは、国や地方公共団体と協力して、国民の保護のための措置を実施する機関のことをいいます。日本赤十字社や日本放送協会（NHK）などの公共的機関や、電力会社やガス会社などの公益的事業を営む法人が、政令等で指定されています。
- 指定公共機関には、警報の放送や避難住民の運送など各々の業務に係る役割を果たしていただきます。



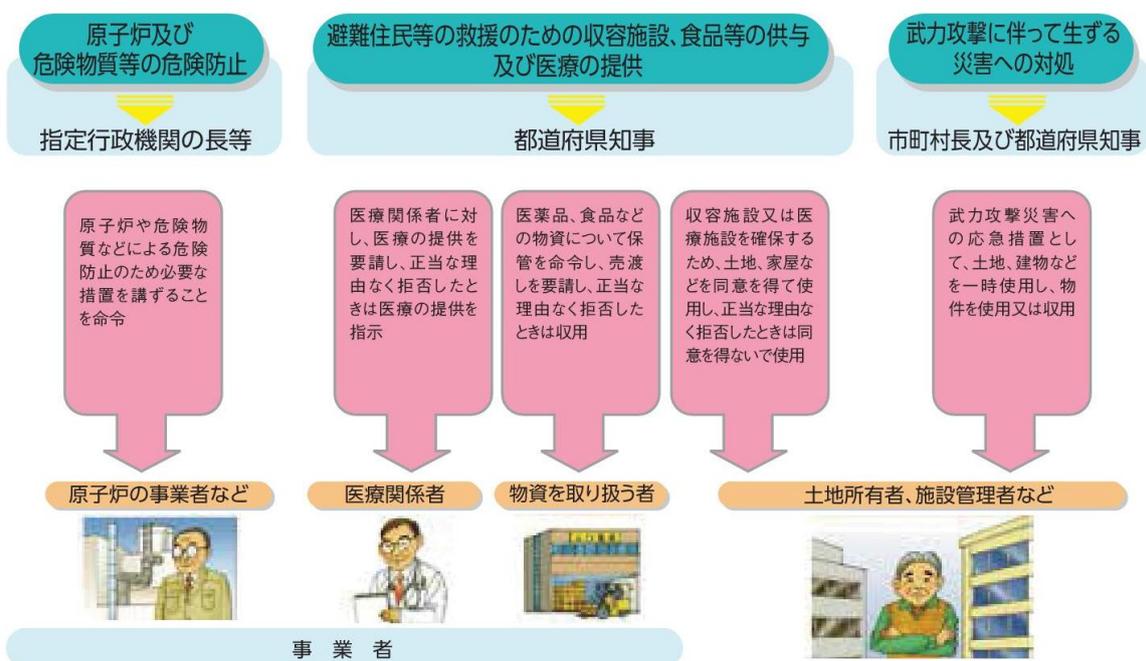
国民の協力

- 国民保護法では、「国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」、「国民の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」とされています。
- 国や地方公共団体は、協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮しなければなりません。さらに、武力攻撃事態等において要請に基づく協力により国民が死亡・負傷等した場合は、その損害を補償します。また、住民の自主的な防災組織やボランティアによる国民の保護のための活動に対し、必要な支援を行います。



国民の権利および義務に関する措置

- 国民保護法においては、「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない」、「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想および良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。」とされており、この原則に基づき、国民の権利および義務に関する措置については、限定的に規定されています。



武力攻撃事態の類型ごとの特徴

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものとなるかについて一概にはいえませんが、国民の保護に関する基本指針においては、下記の4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにしています。

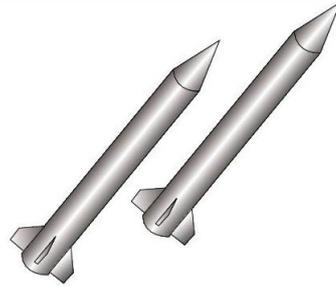
着上陸侵攻



■特徴

- 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。

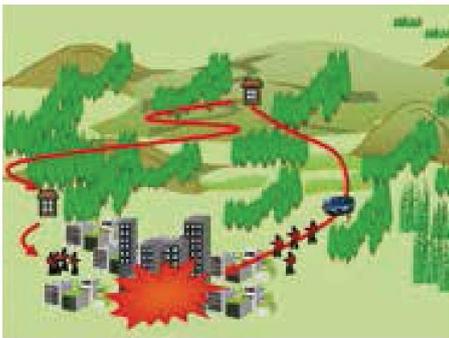
弾道ミサイル攻撃



■特徴

- 発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想されます。
- 弾頭の種類(通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか)を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。

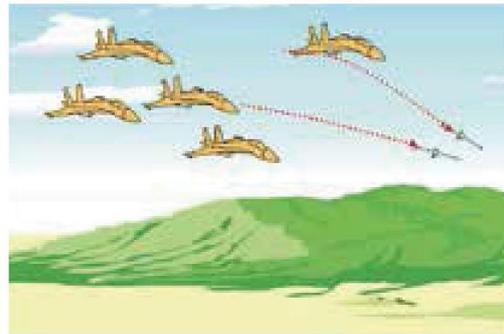
ゲリラ・特殊部隊による攻撃



■特徴

- 突発的に被害が発生すること考えられます。
- 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設(原子力事業所などの生活関連等施設など)の種類によっては、被害が拡大する恐れがあります。
- 核・生物・化学兵器や放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾(ダーティボム)が使用されることも想定されます。

航空攻撃



■特徴

- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難です。
- 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます。

緊急処理事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいいます。

攻撃の対象施設や攻撃の手段の種類により、以下に示すような事態例が考えられています。

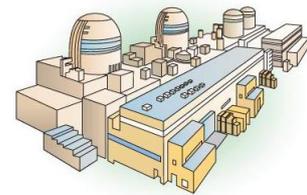
～攻撃対象施設等による分類～

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

〈事態例〉

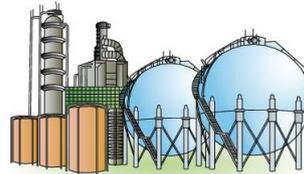
原子力事業所などの破壊

大量の放射性物質などが放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。



石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破

爆発・火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどの被災により、社会経済活動に支障が生じます。



危険物積載船などへの攻撃

危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋資源の汚染など、社会経済活動に支障が生じます。



多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

〈事態例〉

大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなります。



～攻撃手段による分類～

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

〈事態例〉

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾
(ダーティボム)

爆弾の破片や飛び散った物体による被害、熱や炎による被害などが発生し、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。



生物剤の大量散布

人に知られることなく散布することが可能です。また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。ヒトを媒体とする天然痘などの生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。

化学剤の大量散布

地形・気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をはうように広がります。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

〈事態例〉

航空機などによる自爆テロ

爆発・火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生じます。



J-ALERTとEm-Net

平成28年2月7日、北朝鮮から「人工衛星」と称する弾道ミサイルが発射され、沖縄県の先島諸島上空を通過し、太平洋上に落下したと推定される事案がありました。

この際、内閣官房は、J-ALERT(全国瞬時警報システム)を活用して、弾道ミサイルの発射情報や通過情報を、沖縄県内の市町村の防災行政無線や緊急速報メール等により、関係のある地域の住民の方々に直接、音声などでお知らせしました。

また、それとあわせて、Em-Net(緊急情報ネットワークシステム)を利用して、全国の地方公共団体などの関係機関に緊急情報を文字情報で伝達しました。

このように我が国に影響があり得る弾道ミサイルが発射された場合は、J-ALERTやEm-Netによって発射情報と、通過した場合は通過情報等の緊急情報(万が一、領域内に落下する可能性がある場合は発射情報と、落下予測情報等)を伝達しますが、この際、防災行政無線については、特別なサイレン音を使用せず、市町村が通常使用しているサイレン音を使用する場合があります。

内閣官房は、武力攻撃事態や緊急対処事態等が発生した場合、J-ALERTとEm-Netを活用して、みなさんに緊急情報を提供いたします。

万が一、弾道ミサイルの着弾が予想される事態が発生した時には、安全のため、近隣の堅牢な建物や地下街などに速やかに避難してください。

参考3 国民保護ポータルサイト

内閣官房 国民保護ポータルサイト

Cabinet Secretariat Civil Protection Portal Site

The screenshot shows the homepage of the Cabinet Secretariat Civil Protection Portal Site. On the left is a vertical navigation menu with various categories. The main content area on the right features a large banner for a training event titled '観光地におけるテロ対策' (Terrorism Countermeasures in Tourist Areas) held in Kyoto on December 20th. Below the banner are buttons for '国民保護訓練' (Civil Protection Training) and '訓練の記録映像' (Recording of Training). A QR code for the mobile site is also visible.

○国民保護法とは

- ・避難の仕組み、救援の仕組み
- ・武力攻撃事態の類型、緊急対処事態とは
- ・警報のサイレン など

○有事関連法制について
国民保護法、国民の保護に関する基本指針など

○武力攻撃やテロなどから身を守るために
避難にあたっての留意点など

○国民保護訓練
これまでに実施した訓練の概要

○訓練の記録映像
主な実動訓練の記録映像

○その他
関係機関の計画、都道府県避難施設一覧、国民保護研修会の概要、国民保護用語集、参考資料

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

武力攻撃やテロなどから身を守るために

知っておこう、備えておこう。

内閣官房

国民保護ポータルサイト

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

